

議案第 58 号

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 6 月 8 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町国民健康保険税条例（平成17年多可町条例第 135号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第23条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多可町国民健康保険税条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 改正後の多可町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 (略) (課税額)</p>	<p>第1条 (略) (課税額)</p>
<p>第2条 (略)</p>	<p>第2条 (略)</p>
<p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>51万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>51万円</u>とする。</p>	<p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p>
<p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。</p>	<p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p>
<p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>14万円</u>とする。</p>	<p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p>
<p>第3条～第22条 (略)</p>	<p>第3条～第22条 (略)</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>51万円</u>を超える場合には、<u>51万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエ</p>	<p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエ</p>

改正前	改正後
<p>に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>）の合算額とする。</p>	<p>に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>245,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>260,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,300円</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,300円</p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900円 (イ) 特定世帯 4,950円 (ウ) 特定継続世帯 7,425円</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900円 (イ) 特定世帯 4,950円 (ウ) 特定継続世帯 7,425円</p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,050円</p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,050円</p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円 (イ) 特定世帯 1,500円 (ウ) 特定継続世帯 2,250円</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円 (イ) 特定世帯 1,500円 (ウ) 特定継続世帯 2,250円</p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額</p>

改正前	改正後
<p>介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,800円</p>	<p>介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,800円</p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,550円</p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,550円</p>
<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき450,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき470,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,920円</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,920円</p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,960円 (イ) 特定世帯 1,980円 (ウ) 特定継続世帯 2,970円</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,960円 (イ) 特定世帯 1,980円 (ウ) 特定継続世帯 2,970円</p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,620円</p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,620円</p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円 (イ) 特定世帯 600円 (ウ) 特定継続世帯 900円</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円 (イ) 特定世帯 600円 (ウ) 特定継続世帯 900円</p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p>

改正前	改正後
1 人について 1,920円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 1,020円 第23条の2～第27条 (略)	1 人について 1,920円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 1,020円 第23条の2～第27条 (略)